

明和中学校いじめ防止基本方針

令和5年 3月策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

【法第1条～第3条参照】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条1項）

上記の定義のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

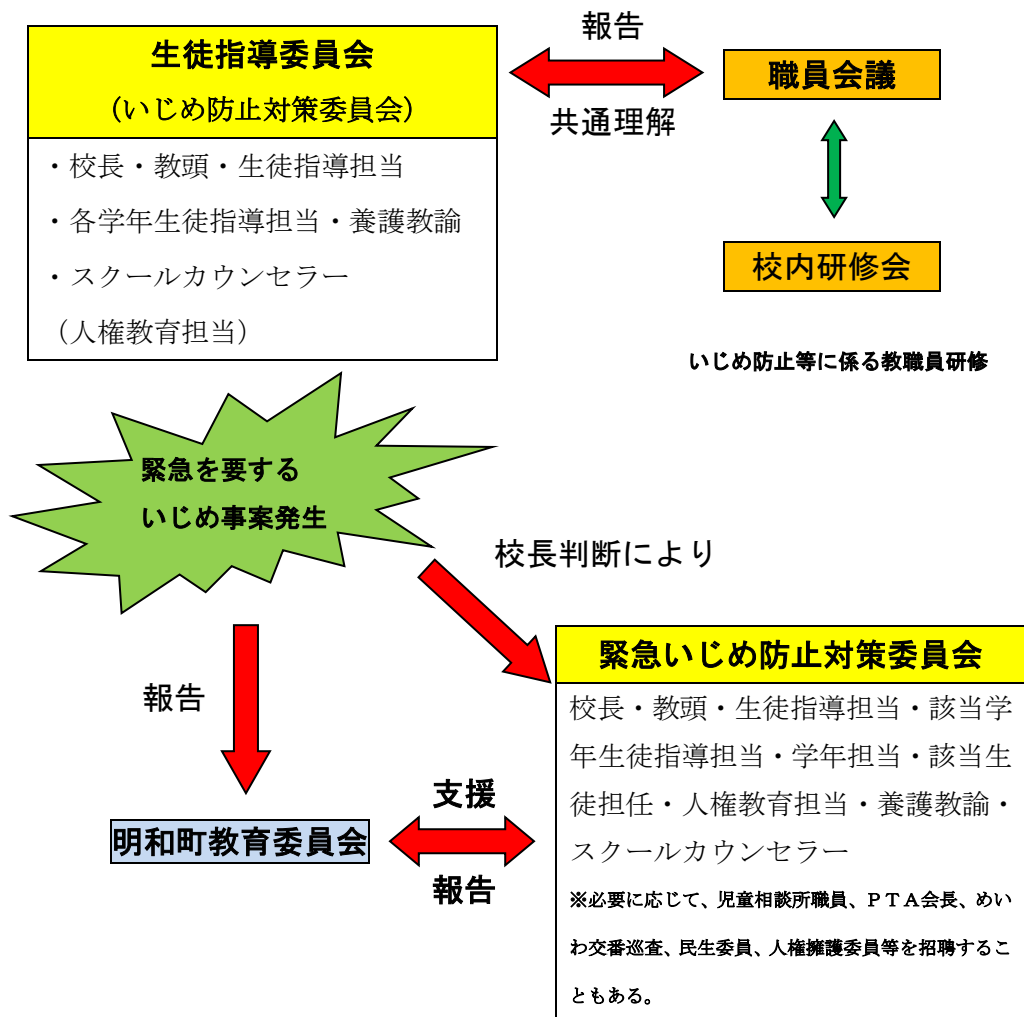
いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- （5）学校と家庭が協働して、事後指導にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織【法第22条参照】

- （1）「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会も兼ねる）」（週1回）
 - 学級・学年の生徒の様子や問題傾向を有する生徒についての情報共有と学校としての方針を打ち出す役割を担う。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- （2）「緊急いじめ防止対策委員会」（必要に応じて適宜開催）
 - いじめ事案に対する緊急の対応を要すると校長が判断したときに緊急会議を開く。
 - いじめ情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

《組織図》



3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組 【法第15条参照】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・「わかる授業」の実施の推進
- ・生徒の自発的な活動を支える学級、学年活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの実施

②安心して自分を表現できる道德教育年間カリキュラムの作成

道德教育年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。また、道德の時間には命の大切さについての指導を行う。さらに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道德性育成に資する体験活動の推進を行う。

④人との関わり方を身に付けるための部活動

学年の枠を超え、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送れる部活動指導を推進する。

⑤生徒のSNS上でのいじめの防止

スマートフォン等でのSNSの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、SNSを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

(2) いじめの早期発見のための取組【法第16条参照】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒と向き合うことにより、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

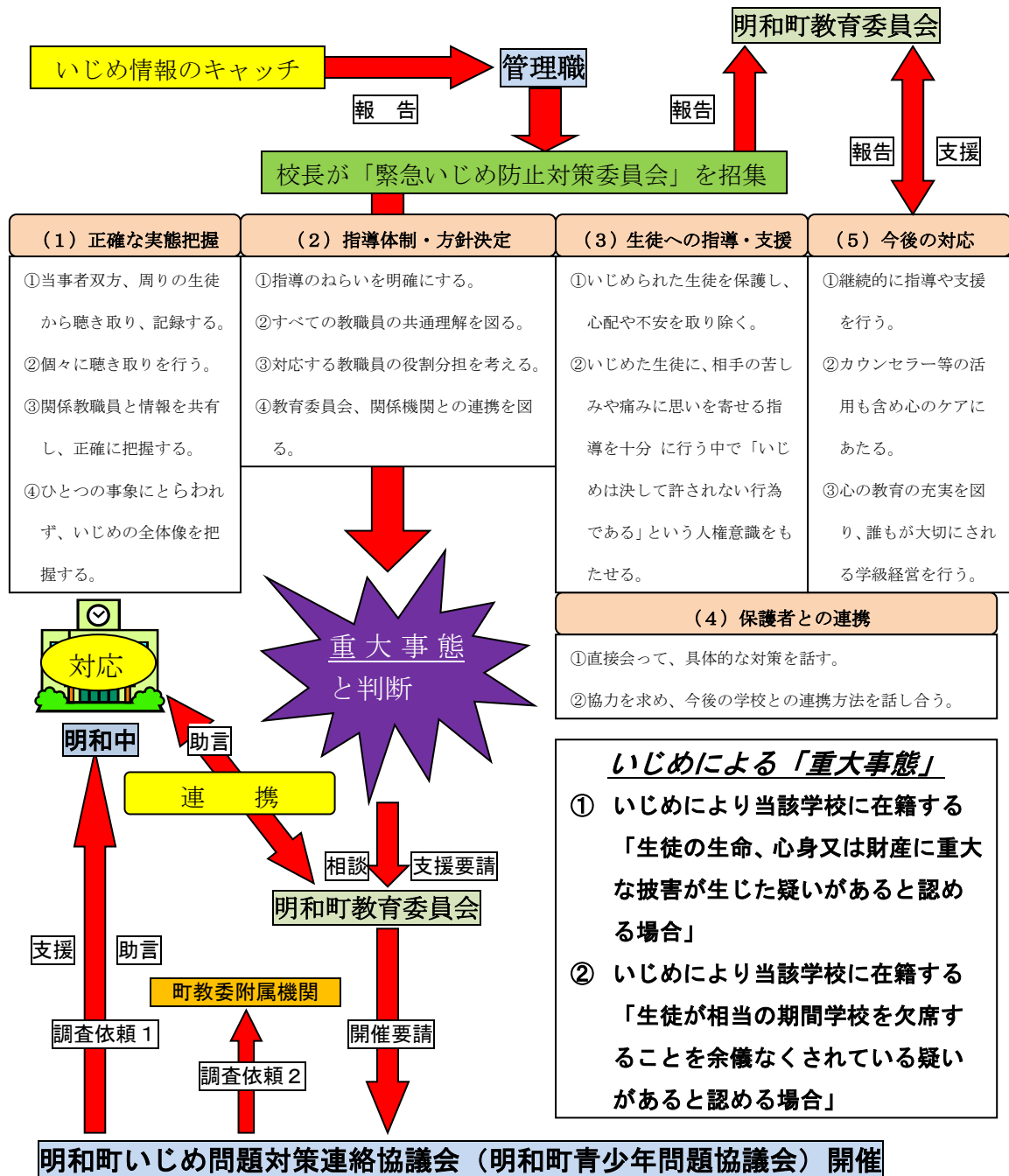
- ②様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「保健室」や「相談室」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校・学級満足度調査」(Hyper QU)を年2回行い、生徒の思いや人間関係を把握し、居心地のいい学級集団づくりを進める。
- ⑤生活相談及び、「生活(いじめ)アンケート」を6・10・2月に行い、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(3) いじめの早期解決に向けての取組【法第23条1～6参照】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① 原則として、いじめを発見または情報を得たその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。
- ② 学校がいじめの情報を得たら、速やかに事実確認するとともに、事実確認に時間を要する場合には、被害側の生徒や保護者に状況を伝え、必要な対応を行う。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑤ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ⑥ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたるとともに、学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「こどもほっとダイヤル」「少年相談110番」「少年サポートセンター」「子どもの人権110番」「チャイルドラインMIE」等の三重県教育委員会が照会している相談機関等の利用も検討する。
- ⑦ SNS上でのいじめの場合、誹謗中傷や画像の投稿等は拡散防止のため、加害生徒に確実に削除を求めたり、削除要請を行うなど速やかに二次被害防止に努めると同時に被害側の協力を得てスクリーンショットや接写により証拠保全する。学校の調査で加害側が特定できなくても、状況に応じて削除要請や全体指導など、被害側と協議して、できる対応を検討する。

《いじめ対応の基本的な流れ》



《重大事態への対処【法第28条1～3参照】》

※ 小中学校において、「緊急いじめ防止対策委員会」においてその事案を「重大事態」と判断した場合は、速やかに明和町教育委員会に報告する。その後、明和町教育委員会は、早急に「明和町いじめ問題対策連絡協議会（明和町青少年問題協議会）」の開催を要請し、当協議会を開催する。以後、「明和町いじめ問題対策連絡協議会（明和町青少年問題協議会）」および明和町教育委員会の助言・支援を受けつつ、当該学校にて対応を早急に進める。